

副首都推進本部について

平成27年12月28日

副首都推進本部事務局

◆副首都推進本部の役割・機能(イメージ)

副首都化については、東西二極の一極として“首都・東京”とともに我が国の成長をけん引し、非常時には首都機能のバックアップを図る“副首都・大阪”の確立に向けて、オール大阪で取組みを進める。

そのため、「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて、幅広く意見を聞きながら検討を深め、中長期的なビジョンや取組み方向を明らかにしていく。

副首都推進本部会議

本部長＝大阪府知事
副本部長＝大阪市長

副知事、副市長

関係部局長

事務局長、事務局次長

※必要に応じて、

- ・学識経験者(特別顧問等)
 - ・府市議員
- などが参画

※副首都化の推進については、
堺市、市長会、町村長会に参画を要請
また、経済界の参画を検討

【副首都化の推進】

(検討課題)

◇副首都の概念・位置づけ

- ・副首都の定義、副首都の必要性
- ・副首都の法制度のあり方

◇副首都の意義と備えるべき機能

- ・意義(国土構造のデュアル化、首都機能のバックアップ等)
- ・機能(政治、経済、文化、観光交流、交通、都市インフラ等)

◇副首都にふさわしい行政機構

- ・日本の成長エンジンを担うための行政機構(マネジメント、都市経営等)
- ・住民自治がより反映できる仕組み
- ・副首都にふさわしい行政サービスの最適化

※副首都化の議論に並行して、新たな大都市制度のあり方について、
住民から幅広く意見をお聴きする

など

【副首都推進本部の概要】

※詳細は「副首都推進本部設置要綱(資料3)」参照

＜＜所掌事項＞＞

- ◆“副首都・大阪”の確立に向けた取組みに関すること

＜＜組織＞＞

- ◆本部長は大阪府知事、副本部長は大阪市長をもって充てる
- ◆本部員は、副知事、副市長、府市の関係部局長、本部長が指名する事務局長、事務局次長をもって充てる

＜＜学識経験者等＞＞

- ◆必要に応じて、府市の議員、学識経験者（特別顧問等）が参画
また、堺市、市長会、町村長会、経済界にも参画を要請

＜＜会議＞＞

- ◆会議は本部長が招集し主宰する
- ◆会議は公開とする

＜＜事務局＞＞

- ◆事務局は、大阪府政策企画部政令市連携室及び大阪府政策企画室連携推進・調整担当が共同して担う
＜※H28年4月以降の事務局体制については別途検討＞